資料15-1

総務省

国際電話の不適正利用対策等について

令和８年１１月

総合通信基盤局

これまでの検討経緯

- **通信サービスを悪用した特殊詐欺**等の被害が深刻化する中、「**国民を詐欺から守るための総合対策2.0**」（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）等を受け、本ワーキンググループにおいては、通信サービスの**不適正利用対策**について、様々な観点から検討を進めてきた。
- 特に、令和7年度には、**携帯電話の本人確認のルール**を中心に検討を進め、**携帯電話不正利用防止法**の改正等の制度の見直しにつなげたほか、特殊詐欺等における**その他の通信サービス**（国際電話、SMS、電子メール等）の不適正利用についても検討を行い、官民による対策の進展を図った。

ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（親会）	不適正利用対策に関するワーキンググループ
令和7年7月～9月（第6回・第7回） 「ICTサービスの利用を巡る諸問題に対する利用環境整備に関する報告書」をとりまとめ（9月10日公表）	**令和7年4月～6月（第7回～第10回）** 不適正利用対策を巡る環境変化を踏まえ、携帯電話の本人確認のルール及び闇バイト、特殊詐欺等対策等を検討 **令和7年11月（第11回・第12回）** 携帯電話の本人確認のルールのうち上限契約台数等について、状況の検証・継続検討
令和7年12月～令和8年8月（第8回～第10回） ワーキンググループの検討結果等について随時報告	**令和8年7月（第13回・第14回）** 法改正を受け、携帯電話不正利用防止法の改正に基づく制度整備の方向性について検討

国際電話の不適正利用対策

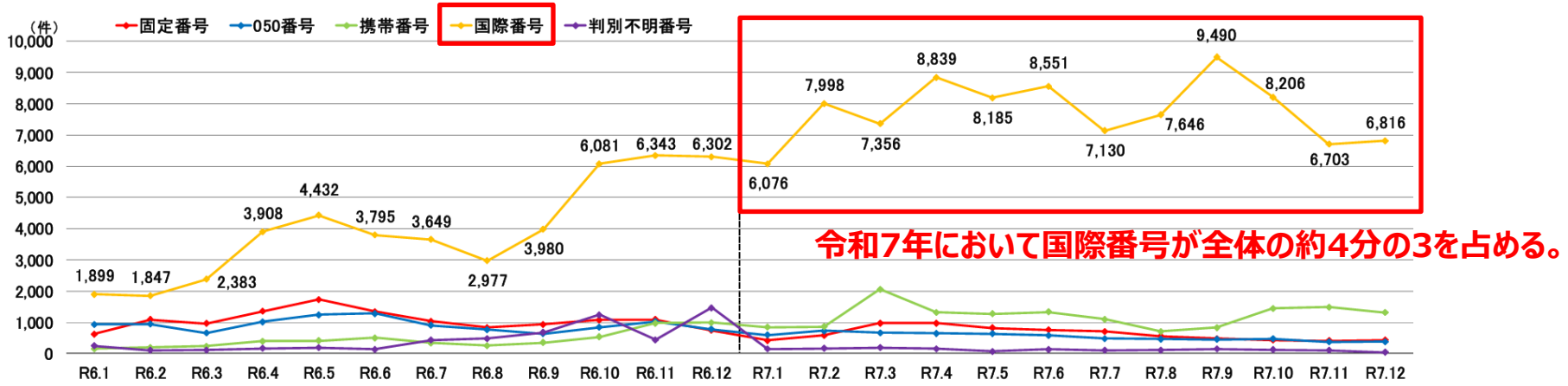
- 電話による特殊詐欺においては、特に、**国際電話**が悪用される傾向にあったため、これまで、「**国際電話不取扱受付センター**」等を活用した**国際電話の利用休止**を推進。
- 関係省庁・電気通信事業者の連携による積極的な周知や同センターの積滞解消等により、休止件数は増加しているが、**国際電話番号**が犯行利用される割合は依然として**高水準**にあり、深刻な状況。

特殊詐欺による被害額

	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺	**907.7** 億円	**1,990.7** 億円	**3,257.4** 億円
SNS型投資・ロマンス詐欺を除く特殊詐欺	**452.6** 億円	**718.8** 億円	**1,423.1** 億円

当初接触ツールの約8割が電話
（令和７年認知件数ベース）

特殊詐欺に犯行利用された番号種別

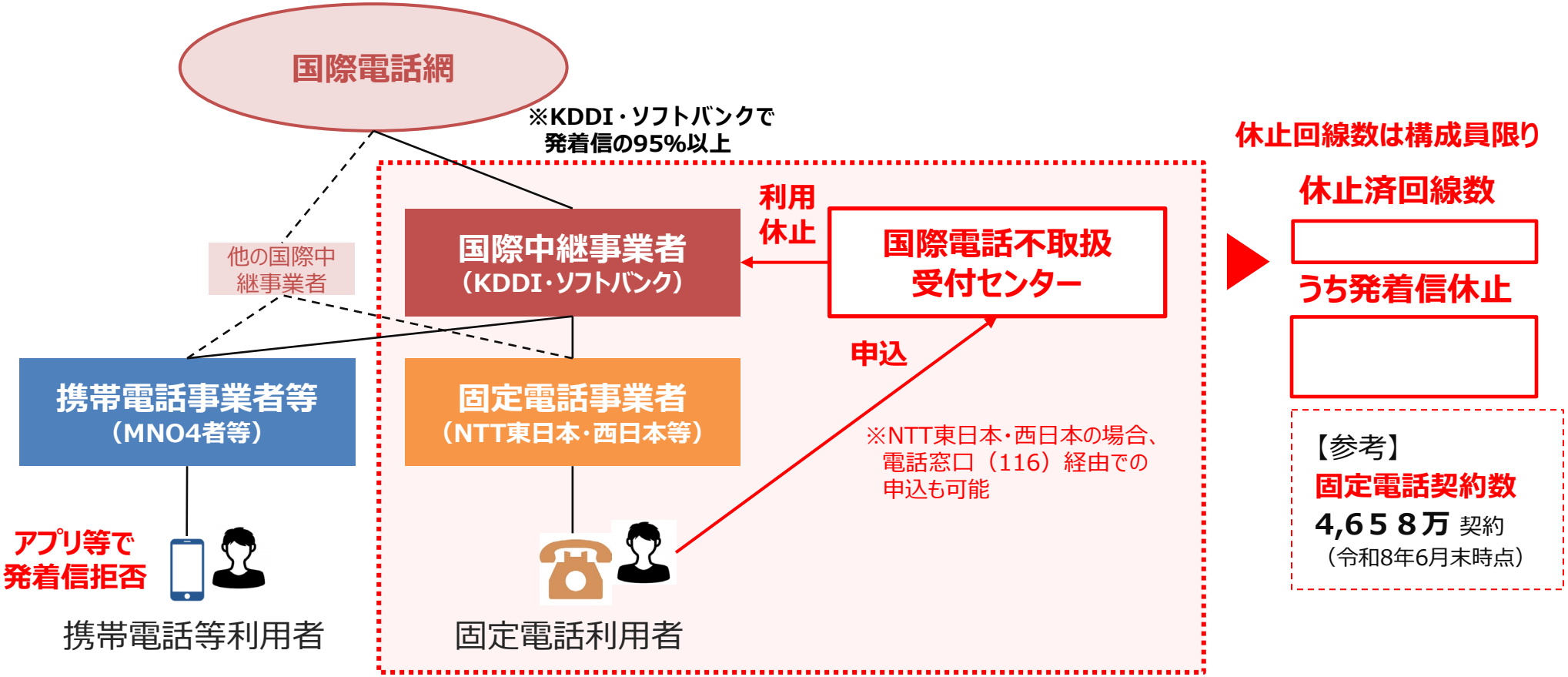


令和7年において国際番号が全体の約4分の3を占める。

（出典）警察庁「令和７年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値）」（令和８年５月22日）を元に作成

国際電話不取扱受付センターの取組

- **平成5年**、固定電話における国際電話等の発信規制の需要が高まったことを受け、利用休止の措置のための国際電話不取扱受付センターを設置。
- 令和8年現在、**書面、オンライン、電話**により申込みが可能。このほか、NTT東日本・西日本の電話窓口（116）経由でも利用休止が可能となっている。
- 関係5事業者（KDDI・ソフトバンク・NTT東日本・NTT西日本・NTTドコモビジネス）によって運営されている。



（参考）迷惑電話対策相談窓口「でんわんセンター」の設立

- 令和7年6月、総務省請負事業として、迷惑電話対策相談に関する「**でんわんセンター**」を設立。
- 業務内容は、迷惑電話に関する**相談受付**業務、相談内容の**分析**、分析を踏まえた電話の不適正利用対策の**周知広報**や**啓発**等。
- **国際電話不取扱受付センターとも連携**することで、国際電話を休止したい方の申込の円滑化も図っていく。



（参考）これまでの国際電話の不適正利用対策

国民を詐欺から守るための総合対策2.0（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）（抄）

２　特殊詐欺対策　（２）着手段階への対策　ア　詐欺電話の防止等に係る取組

（ｱ）国際電話サービスを悪用した詐欺等への対策

総合対策において、犯人からの電話を直接受けないための対策として国際電話不取扱受付センターにおける利用休止申込みを促進してきたところ、依然として国際電話番号が悪用されることが多く、契約者全体に国際電話利用休止について周知する必要があることから、国際電話サービスの休止について政府広報とも連携して一層強く国民に周知するとともに、固定電話の移転、切替え時をはじめとした契約変更等の機会に、国際電話を悪用した詐欺被害に遭う可能性があることを説明し、真に必要な者に限って国際電話サービスを利用できるようにする。

また、将来的には、こうした予防措置を推進する観点から、国際電話サービスを利用しない者に対する優遇措置等、国際電話を真に必要としない人に対して利用休止を促すような効果的な対策の導入についての検討や国際電話をブロックする機能についてのニーズ調査の分析を実施する。

さらに、積極的な広報等により、今後国際電話の利用休止申込み件数が増加することが見込まれるため、国際電話不取扱受付センターの申請受付体制の更なる拡充を要請するとともに、総務省において、国際電話の悪用を含む詐欺電話への対策に関する相談受付体制を整備する。

詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策（令和8年7月28日犯罪対策閣僚会議決定）（抄）

１　特殊詐欺対策　（２）通信関係　ア　ＡＩの効果的な活用による特殊詐欺の被害防止対策の導入

犯罪者グループから固定電話に架かってくる詐欺電話を検知し、着信者の家族等に注意喚起の通知を行うサービスについて、通信事業者とも連携して国民への周知を強化する。また、ニセ警察詐欺の急増といった最近の犯行手口の変化に伴い、携帯電話の利用者も特殊詐欺の対象となっていることから、携帯電話に架かってくる電話の欺罔文言や送信されてくる欺罔のテキストメッセージをＡＩで分析して特殊詐欺の被害を防止する機能について、海外における取組も参考にしつつ、関係省庁において通信の秘密等の関係法令の法的論点を整理した上で、事業者に対して検討・開発とその社会実装を促進するとともに、必要な支援を講じるなどの取組を推進する。

イ　警察庁推奨アプリの普及等による特殊詐欺の被害防止対策の推進

国際電話や詐欺電話を遮断するなどの機能を有する警察庁推奨アプリについて、関係省庁が一体となり、各種媒体を活用した広報啓発を推進するほか、例えば、通信事業者に対し、携帯電話販売時に警察庁推奨アプリをはじめとする詐欺電話等対策アプリのインストールを購入者に促す取組を働き掛けるなど、関係団体等の協力も得ながら国民運動としてこの種のアプリの利用の呼び掛けを推進する。また、日々巧妙化する詐欺の手口に対応するため、協力企業による警察庁推奨アプリの詐欺対策機能の高度化に関して必要な働き掛けや支援を講じるなどの取組を推進する。

さらに、国際電話番号から固定電話への架電を通じた特殊詐欺被害についても、依然として高水準で推移している実態を踏まえ、引き続き、国際電話の利用休止申込みに係る国民への呼び掛けを強力に推進する。

不適正利用対策に関するワーキンググループ　第3部　第2章

（令和7年9月10日公表）（抄）

1　固定・携帯電話、SMS・メール対策

（1）　固定電話

詐欺電話被害の防止対策の１つとして、国際電話の利用を望まない利用者に対しては着信制限による対策が効果的であることが考えられることから、民間の事業者で運営している国際電話不取扱受付センターでの固定電話宛ての国際電話の発着信の休止サービスの更なる周知や、運営の改善が有効である。

現在、国際電話不取扱受付センターについては、国際電話を休止したいという要望が増加しているため、申し込みが増加し、積滞している。そのため、不取扱センターの対策強化やキャパシティー向上を見据えた運用改善を検討することが課題である。それに加えて、利用休止を未検討の人に対し、契約変更の機会を捉えて利用休止の説明や、真に必要としない人に対して利用休止を促すような効果的な措置を検討することも課題である。

こうした中、令和７年６月10日、総務省として、電話の不適正利用対策を推進する観点から、電話の不適正利用対策に係る相談窓口（迷惑電話対策相談センター）を設置した。迷惑電話対策を含む電話の不適正利用対策に係る相談を幅広く受け付けるもので、具体的には、特殊詐欺の契機となる不審な電話への適切な対応に関する相談などの受付を開始している。

引き続き、国際電話番号からの特殊詐欺が増加しているところ、固定電話向けの電話について、どのような対策が取りうるのかについて議論を行ったところ、構成員から以下のような指摘があった。（…）これらを踏まえ、今後の方向性としては、国際電話不取扱受付センターについて、積滞解消を行った上で、今後申請件数も増えることも踏まえて、総務省の迷惑電話対策相談センターとも官民連携を行い、適切に国際電話の不適正対策を推進することが期待される。

（2）　携帯電話、SMS・メール対策

携帯電話、SMS・メール対策への詐欺電話被害の防止策としては、事業者各社が提供している、迷惑電話、SMS・メール対策サービスの活用が効果的だと考えられる。一方で、こうした迷惑電話、SMS・メール対策サービスについては、サービスが十分に周知されていなかったり、初期設定がなく利用者側で改めて設定をする必要があったり、その結果、利用者に十分に浸透していないケースがある。また、事業者の対策サービスが、有料であることもあり、その点、利用者が利用しづらいという側面もあると考えられる。

引き続き、携帯電話利用者における詐欺被害の増加があるところ、迷惑SMS、迷惑メール等に伴う被害防止に向けて、どのような対策が取りうるのかについて議論を行ったところ、構成員から以下のような指摘があった。（…）これらを踏まえ、事業者の各種詐欺対策については、本年６月にサービスの低廉化の推進や注意喚起の周知等を実施しているところ、今後の方向性としては、その取組に事業者間でばらつきがあったことから、利用者にとって詐欺対策がしやすくなるよう、一層の対策の低廉化を含めた効果的な取組の推進が期待される。

2　（略）

3　海外電話番号による詐欺電話

例えば日本にいながら簡単に海外電話番号を取得可能なアプリが報告されており、それを使い捨て可能な電話番号としてSMS認証や特殊詐欺の電話番号として使われ得るというような状況である。

本件については、国民に対して国際電話発の詐欺電話に関する注意喚起を推進していくとともに、引き続き実態把握を行っていく必要がある。

（参考）総務省による要請（国際電話関係）

固定・携帯電話、SMS及びメールを悪用した特殊詐欺等に対する対応について（令和7年4月23日総基用第44号）

1 固定電話への国際電話サービスを悪用した詐欺等への対策

新規、移転、切り替え時の契約変更時等の機会を捉えて、国際電話サービスを悪用した詐欺の可能性を説明し、契約の必要性の確認をすることや、国際電話サービスを利用しない者に対する優遇措置等、国際電話を真に必要としない人に対して利用休止を促すような効果的な措置を検討すること。

また、国際電話不取扱センターの体制強化を通じた国際電話サービスを休止する体制の整備、キャパシティ向上を見据えた運用改善等を検討すること。

2 携帯電話への電話サービスを悪用した詐欺等への対策

詐欺に誘引する電話について、国際電話発の詐欺電話を含む被害の未然防止に向けて、利用者に提供する迷惑電話対策サービスの無償化を含むより効果的な措置を検討すること。

特殊詐欺等の被害防止に向けた対策の一層の強化について（要請）（令和8年7月29日総基用第74号）

1（1） 警察庁推奨アプリをはじめとする詐欺電話等対策アプリについて、携帯通信サービスの利用者に対して、契約時その他の適切な機会を捉えた機能や有効性の説明や周知等を通じ、携帯電話への導入を促進すること。契約の締結の媒介等の業務を委託する販売代理店等においてもこれを適切に行わせること。

1（2） 携帯通信サービスの利用者に向けたAI等を活用した詐欺電話等の検知・警告サービスについて、社会実装に向けた検討を加速化すること。

1（6） 固定電話への国際電話サービスを悪用した詐欺等への対策として、契約変更時等の機会を捉えた必要性の確認や利用休止体制の強化等、国際電話サービスの利用を真に必要としない利用者に対して国際電話の利用休止を促進するための措置を引き続き講ずること。

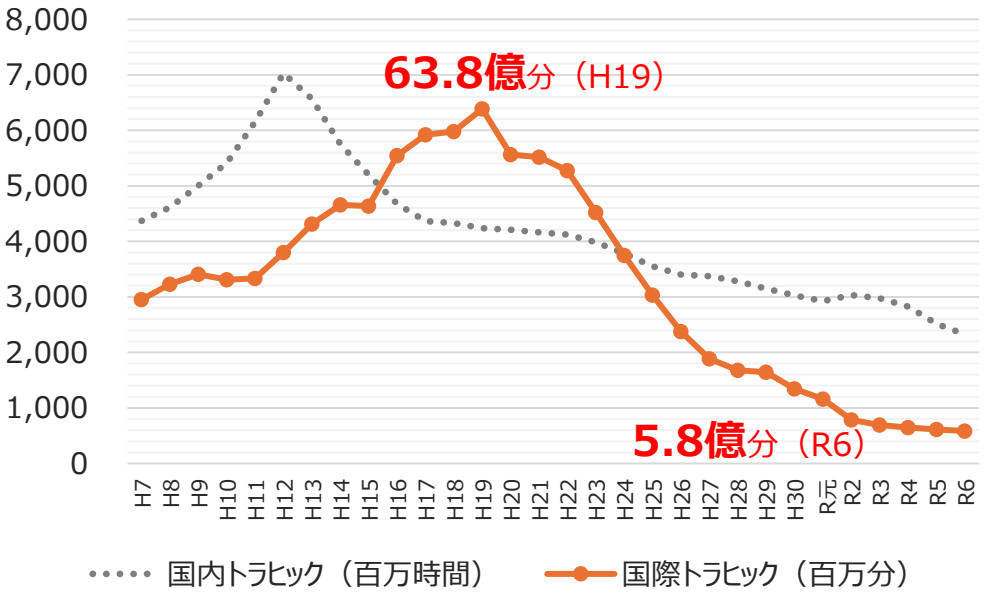
1（7） 固定電話の利用者に対し、AI等を活用した詐欺検知・警告サービスについて分かりやすく周知すること等を通じて、引き続き普及に向けた取組を推進すること。

（※）いずれも、総務省総合通信基盤局長から通信4団体（**電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本ケーブルテレビ連盟**）あてに要請。

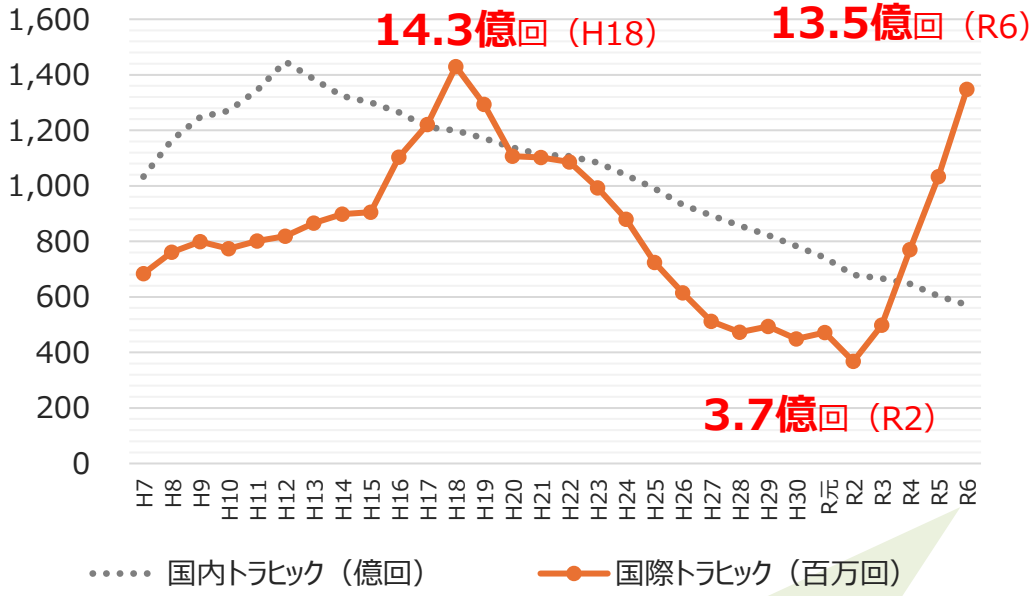
（参考）国際電話のトラヒック

- 近年、国際電話の通信時間は**減少傾向**にあり、国内と合計した通信時間に占める割合は直近5年間では**0.5%以下**。
- 他方、**着信の通信回数**において、令和3年度以降に**急激な増加**がみられ、令和6年度の発着信回数比は2:98。

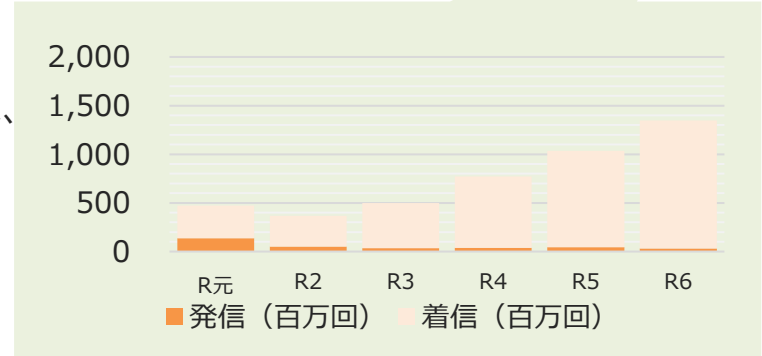
国際電話のトラヒック（通信時間）



国際電話のトラヒック（通信回数）



令和6年度における発着信比率は、
通信回数で **2：98**
通信時間で**18：82**

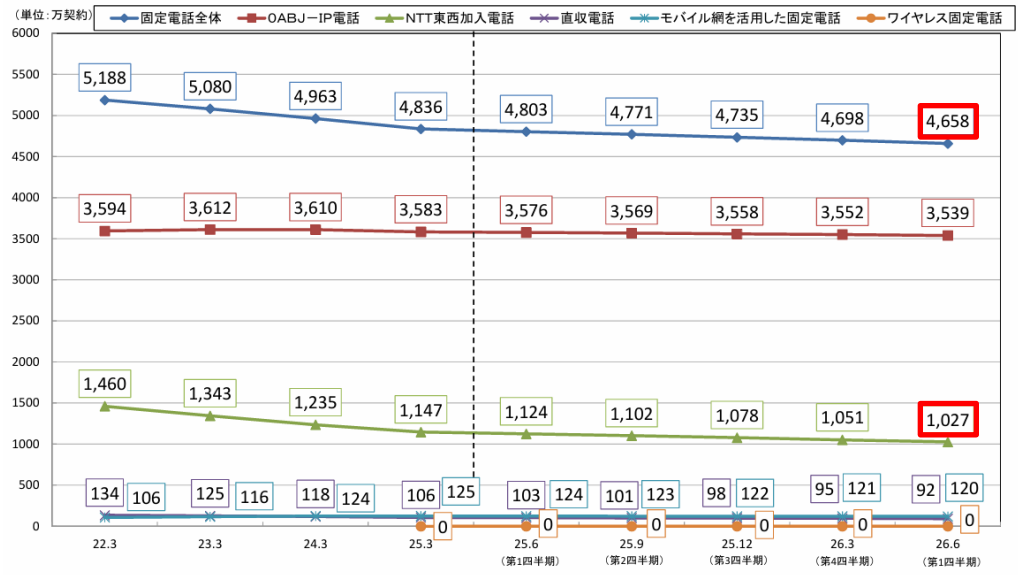


（出典）通信量からみた我が国の音声通信利用状況

（参考）固定電話の契約数等（令和8年6月末）

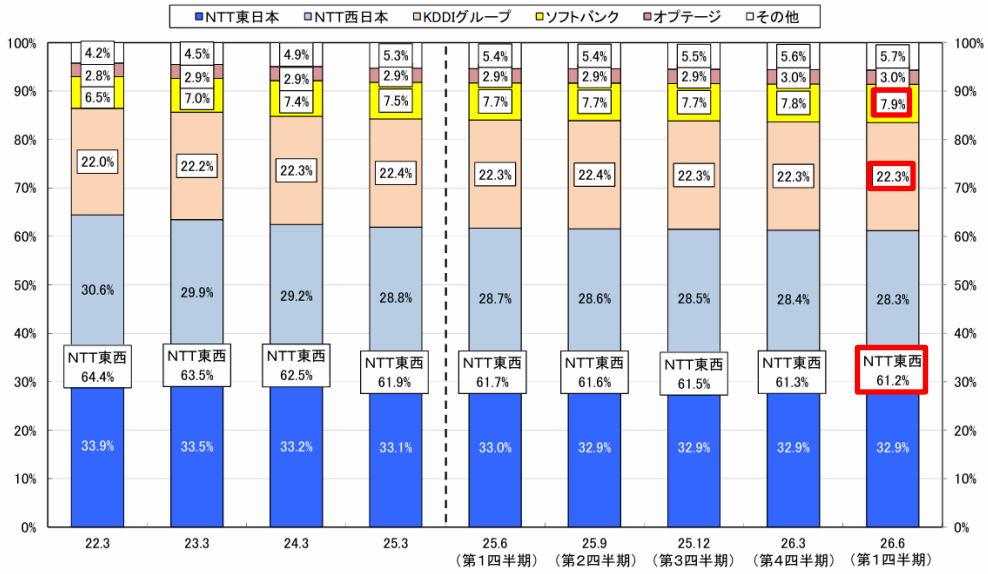
- 固定電話の契約数は**4,658万**。そのうち、NTT東日本・西日本の加入電話は**1,027万**。
- 固定電話の契約数における事業者別シェアは、NTT東日本・西日本が**61.2%**、KDDIグループが**22.3%**、ソフトバンクが**7.9%**等。

固定電話の契約数



注１：「０ＡＢＪ－ＩＰ電話」は、利用番号数をもって契約数とみなしている。なお、０ＡＢＪ－ＩＰ電話はＮＴＴ東西加入電話等との代替性が高いため固定電話に加えているが、ＩＰ電話としてもP.18以降に再掲している。
注２：「モバイル網を活用した固定電話」の契約数は、「ワイヤレス固定電話」の契約数と「０ＡＢＪ－ＩＰ電話」の一部である「モバイル網固定電話」の契約数の合計である。

事業者別シェアの推移

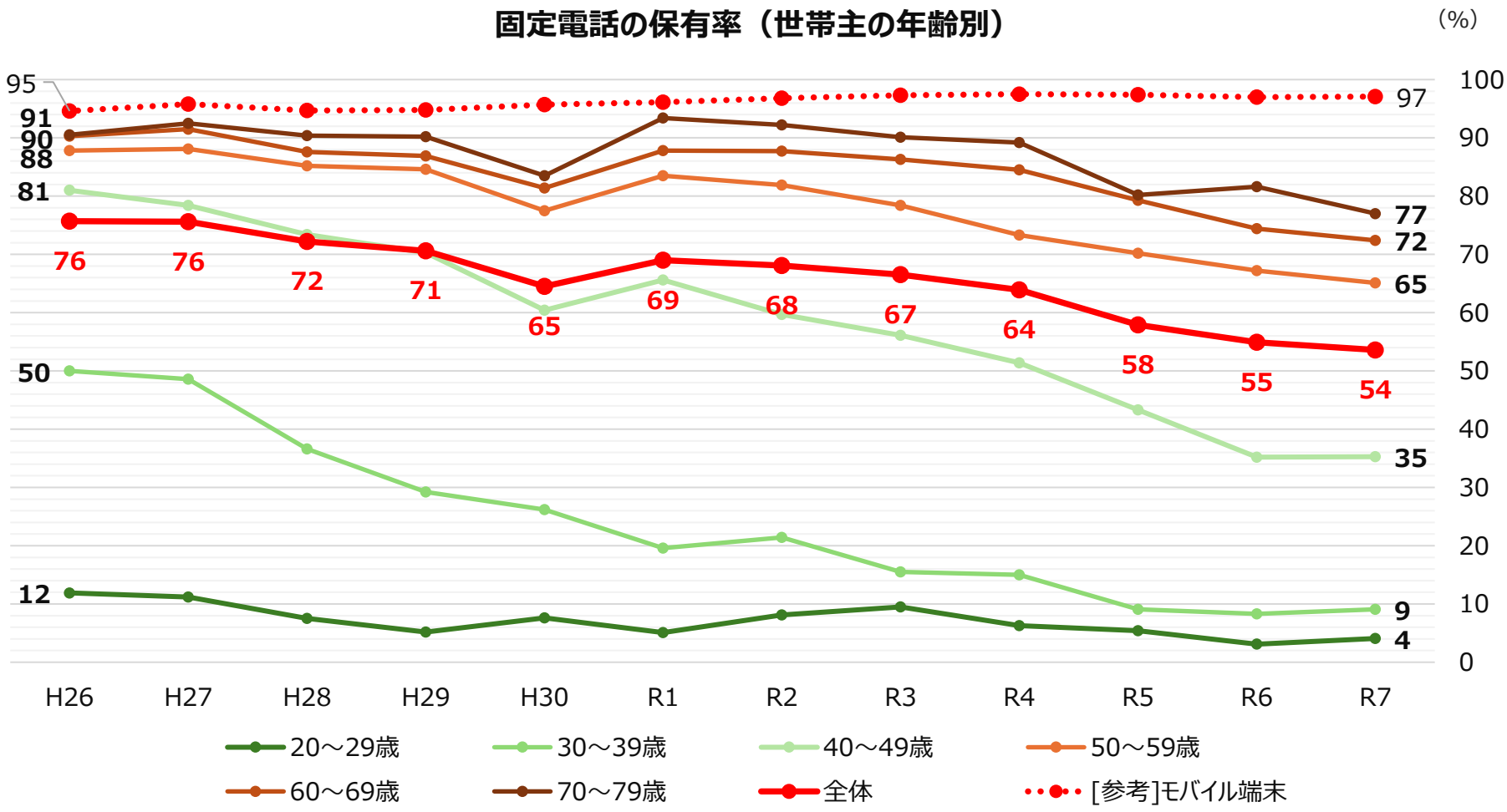


注１：「ＮＴＴ東西」は、それぞれ加入電話（ＩＳＤＮを含む。）、０ＡＢＪ－ＩＰ電話及びワイヤレス固定電話の合計を示す。
注２：「ＫＤＤＩグループ」には、ＫＤＤＩ、中部テレコミュニケーション及びＪ：ＣＯＭグループ（2020年度第３四半期まで）が含まれる。以下、特段の記載がない限り「（２）音声系通信」において同じ。

（出典）電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ

（参考）世代別の固定電話の保有状況

- 固定電話の利用率は、世帯ベースで**54%**であり、減少傾向。
- 世帯主の年齢別でみると、**20代では4%**に留まる一方で、現在でも、**60代以上では７割以上の保有率**あり。



（出典）通信利用動向調査

（参考）発信者番号表示サービス等の普及

- 固定電話機において、**発信者番号を表示**できるサービス（**ナンバー・ディスプレイ**等）や、番号非通知の発信者に**番号通知で発信するよう音声メッセージで応答**するサービス（**ナンバー・リクエスト**等）については、詐欺電話に対し、各個人が発信者番号を見て対策する観点から、**普及を図っていくことが重要**。
- この点、NTT東日本・西日本においては、高齢者を対象としたこれらのサービスの**無償化**等の取組を実施しているが、**現時点ではその普及は限定的**である。
- また、同社では、特殊詐欺等の犯罪被害等を理由とする**電話番号の変更に関する工事費の無償化**も実施。

ナンバー・ディスプレイ等の無償化（NTT東日本・西日本）

適用対象	①70歳以上の契約者の回線　又は ②70歳以上の者と同居している契約者の回線（いずれも申出制）
割引内容 ※料金は代表例	【ナンバー・ディスプレイ】 月額利用料（440円）及び工事費（3,300円）を無償化 【ナンバー・リクエスト】 月額利用料（220円）及び工事費（3,300円）を無償化
期間	令和5年5月～現在

電話番号の変更に関する工事費の無償化（NTT東日本・西日本）

適用対象	特殊詐欺等の犯罪被害を受け、又は受けるおそれがある場合（申出制）
割引内容	電話番号変更工事費（2,750円）を無償化
期間	令和5年4月～現在

ナンバーディスプレイ・リクエストの契約数

構成員限り　（令和８年９月末時点）

（参考）携帯電話における国際電話の不適正利用対策

- 携帯電話における国際電話の不適正利用対策としては、スマートフォン等の**端末における対策**が有効。
- 現在、警察庁・通信事業者において、国際電話を含む詐欺電話の**ブロック機能等を有するアプリ**を提供。
- 詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策（令和8年7月28日犯罪対策閣僚会議決定）では、「**ＡＩの効果的な活用による特殊詐欺の被害防止対策の導入**」が明記。

警察庁推奨アプリ

※利用料　無料



電気通信事業者のアプリ

【NTTドコモ】

あんしんセキュリティ（月額220円～）

【KDDI】

迷惑メッセージ・電話ブロック（Pontaパス）（月額548円）

【ソフトバンク】

セキュリティOne（月額440円）

【楽天モバイル】

迷惑電話・SMS対策 by Whoscall （月額330円）

国際電話の不適正利用対策に関する論点（案）

対策の現状

- 固定電話における**国際電話の利用休止の周知**に向け、どのような**取組**を進めており、その**成果**はどうか。休止の受付体制である**国際電話不取扱受付センター**の**運営状況**と**課題**はどうか。
- 携帯電話における（国際電話を含む）**詐欺電話の被害を防止するアプリ等の普及**に向け、どのような**取組**を進めており、その**成果**はどうか。**AI等**を活用したアプリ等の**機能の高度化**、**社会実装**等の状況はどうか。
- その他、国際電話を悪用した特殊詐欺の防止のため、どのような取組を行っているか。

固定電話における今後の対策の方向性

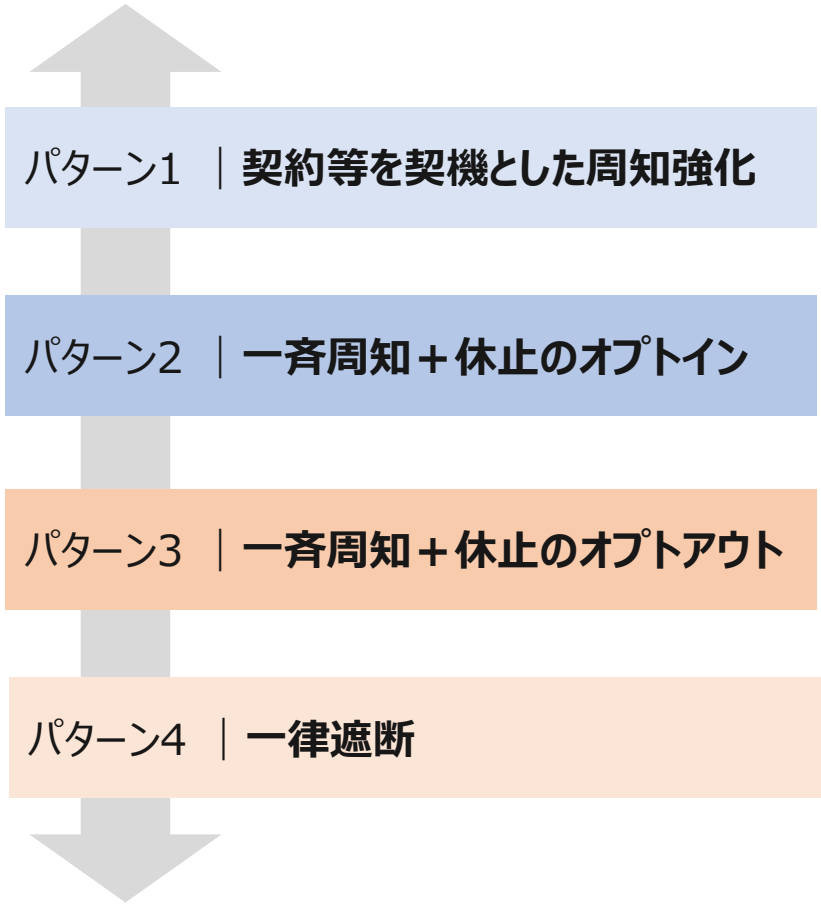
- 特殊詐欺における国際電話の悪用が極めて深刻であることを踏まえ、固定電話における国際電話の利用休止の**周知の在り方の見直し**等、**抜本的な強化**が必要ではないか。それに向けて、どのような方策が考えられるか。
- 現状、国際電話は国内電話と一体に提供され、役務提供義務を負っているところ、仮に、**国際電話を契約約款上、オプション化**することについて、どう考えるか。その際、**関係法令**（民法、電気通信事業法等）**との関係**について、留意すべき点はあるか。
- その他、既存利用者への一斉周知を**強力に推進する方策**や、一斉周知を行うに当たっての**国際電話不取扱受付センターの今後の在り方**等について、どのようなものが考えられるか。

携帯電話における今後の対策の方向性

- 携帯電話における国際電話の不適正利用対策として、**詐欺電話の被害を防止するためのアプリ等の普及、機能強化**等についてどのような方策が考えられるか。
- そのために、電気通信事業者や販売代理店等において、どのような取組を進めていくことが考えられるか。

国際電話の周知・オプション化について

- 国際電話の周知・オプション化について、現状の対策の延長線上にあるパターン1（契約等を契機とした周知強化）と、パターン4（一律遮断）の間に位置付けられるものとして、既存利用者について、一斉周知に加え、休止の申出があった場合に利用を休止するパターン2と、利用継続の申出があった場合に限り利用を継続するパターン3が考えられる。



パターン1 ｜契約等を契機とした周知強化

- 引き続き、様々な機会を活用して利用休止の周知強化を図る。
- 現状の対策の**延長線**と位置付けられる。

パターン2 ｜一斉周知＋休止のオプトイン

- 一斉周知を行い、国際電話をオプション化する。
- 一斉周知の際、**利用休止の申出がなかった者については国際電話の利用を継続**する（申出者のみ利用休止【休止のオプトイン】）。

パターン3 ｜一斉周知＋休止のオプトアウト

- 一斉周知を行い、国際電話をオプション化する。
- 一斉周知の際、**利用継続の申出がなかった者については国際電話の利用を休止**する（申出者のみ利用継続【休止のオプトアウト】）。

パターン4 ｜一律遮断

- 利用継続の機会を付与せず、国際電話を一律に遮断する。
- **社会的影響が甚大**ではないかと考えられる。

関係法令との関係

民法（明治29年法律第89号）

第548条の4　定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一　定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二　定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2　定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3・4　（略）

- 固定電話の契約約款は、民法に規定する**定型約款**であると考えられる。
- 一斉周知・国際電話のオプション化をパターン3（オプトアウト休止）で行う場合、**個別の相手方と合意することなく定型約款を変更する必要がある**と考えられ、定型約款の変更に関する民法**第548条の4**との関係について検討することが考えられる。
- また、当該規定との関係や、利用者利益の保護の観点から、**一斉周知をどのような方法で行うべきか**検討することが考えられる。

関係法令との関係

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（提供義務）

第121条 認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない。

2 総務大臣は、認定電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該認定電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定電気通信役務の保障契約約款）

第20条 指定電気通信役務（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件（…）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～6 （略）

（提供義務）

第25条 （略）

2 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における保障契約約款に定める料金その他の提供条件による当該指定電気通信役務の提供を拒んではならない。

- 電気通信事業法上、一定の電気通信役務については、**役務提供義務**（認定電気通信事業に係る電気通信役務について第121条第1項、指定電気通信役務について第25条第2項）が規定されている。

※主要事業者の国際電話は認定電気通信事業に係る電気通信役務に、NTT東西の提供する国際電話は指定電気通信役務に該当。

- 国際電話のオプション化を行った場合のこれら役務提供義務との関係について、整理することが考えられる。

（参考）

ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会
不適正利用対策に関するワーキンググループ

- 令和6年2月から、**ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会**の下で、「**不適正利用対策に関するワーキンググループ**」を開催し、ICTサービスの不適正利用への対処に関し、最近の動向等を踏まえ、専門的な観点から検討を実施。

ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会

座長代理	大谷　和子	株式会社日本総合研究所 アドバイザー
	木村　たま代	主婦連合会　常任幹事
座長	宍戸　常寿	東京大学大学院　法学政治学研究科　教授
	中原　太郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	森　亮二	英知法律事務所　弁護士
	山本　龍彦	慶應義塾大学大学院　法務研究科　教授

不適正利用対策に関するワーキンググループ

主査	**大谷　和子**	株式会社日本総合研究所 アドバイザー
	沢田　登志子	一般財団法人　ECネットワーク　理事
	鎮目　征樹	学習院大学　法学部教授
	辻　秀典	デジタルアイデンティティ推進コンソーシアム(DIPC) 代表理事
	中原　太郎	東京大学大学院　法学政治学研究科　教授
	仲上　竜太	日本スマートフォンセキュリティ協会(JSSEC) 技術部会 部会長
	星　周一郎	東京都立大学 法学部 教授
	山根　祐輔	片岡総合法律事務所　弁護士